

2020 October

10

No.848

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

TEL : 0952-26-3171 FAX : 0952-26-3377

URL : <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■小城市

今月の記事

● 日本年金機構

- ・社会保険手続きには、便利な電子申請のご利用をご検討ください 2
- ・年金委員・健康保険委員の皆様へ 3

● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・ご存じですか？ 整骨院・接骨院のかかり方 4
- ・申請書の作成には届書・申請書作成支援サービスをご活用ください 5

● 佐賀県社会保険協会

- ・社会保険事務講習会のごあんない 6
- ・標準報酬月額の特例改定 7
- ・年金相談窓口開設等 8
- ・社会保険料控除証明書が発行されます 8

適用関係届書 送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



事業主の皆様へ

社会保険手続きには、 便利な電子申請の利用をご検討ください!

電子申請のメリット

- 24時間365日、いつでも申請が可能です。
- 年金事務所に行かなくても、職場や出先などから申請が可能です。
- 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- 電子申請なら、紙や電子媒体で申請されたものよりも早く処理がされます。
例えば、保険証は紙で申請されるより電子申請の方が3~4日早く届きます。



令和2年4月から、さらに電子申請が利用しやすくなりました!

【これまで】

電子申請するためには
電子証明書が必ず必要



【令和2年4月から】

無料で取得可能なID・パスワード (GビズID)
で電子証明書がなくても電子申請が可能に!

- 「GビズID」でIDとパスワードを取得すれば、電子申請が簡単に!

- アカウント (ID・パスワード) の取得は、無料でできます!

※「GビズID」の詳細内容、手続きはGビズIDホームページをご覧ください。

GビズID

検索



<https://gbiz-id.go.jp>

電子申請のお問い合わせ先はこちらです

【ねんきん加入者ダイヤル (日本年金機構電子申請・電子媒体申請照会窓口)】

0570-007-123 (ナビダイヤル) → 「2番」をお選びください

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6837-2913 → 「2番」をお選びください

<受付時間> 月曜日~金曜日: 8:30~19:00

第2土曜日: 9:30~16:00

※ 祝日 (第2土曜日を除く)、12月29日~1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0952-31-4191
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0955-72-5161
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課 TEL 0954-23-0121

年金委員・健康保険委員の皆様へ

◆◆◆ 『年金委員・健康保険委員研修会』のお知らせ ◆◆◆

年金委員は、会社や地域において、厚生年金保険や国民年金の啓発、相談、助言などを行う民間の協力員です。佐賀県では職域型、地域型を含め約1,520名の方が厚生労働大臣から委嘱されて活動しています。

今年度は、年金委員・健康保険委員を対象に県内の各年金事務所及び全国健康保険協会佐賀支部共催で、次のとおり研修会を開催します。

なお、各会場の受付は、研修会開始30分前から行います。

職域型

- 佐賀年金事務所 TEL:0952-31-4191
 - ① 令和2年11月19日(木)14:00~16:00 サンメッセ鳥栖〔3階大会議室1・2〕
 - ② 令和2年11月25日(水)13:30~16:30 アバンセ〔ホール〕
(13:30~14:30については、年金委員・健康保険委員功労者の表彰式を開催)
- 唐津年金事務所 TEL:0955-72-5161
 - ① 令和2年11月12日(木)14:00~16:00 伊万里市生涯学習センター〔第3学習室〕
 - ② 令和2年11月17日(火)14:00~16:00 唐津市高齢者ふれあい会館〔りふれ〕
- 武雄年金事務所 TEL:0954-23-0121
令和2年11月11日(水)14:00~16:00 武雄市文化会館〔小ホール〕

地域型

- 佐賀年金事務所 TEL:0952-31-4191
令和2年11月10日(火)13:30~15:30 アバンセ〔第4研修室〕

研修内容は、年金制度改正、事務手続きなどとなっています。詳しい研修内容や年金委員制度に関するお問い合わせは、管轄の年金事務所までお願いします。

年金委員については、日本年金機構ホームページにも掲載されていますのでご参照ください。

なお、健康保険委員については全国健康保険協会ホームページに掲載されていますのでご参照ください。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため予定が変更となる場合があります。

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

令和2年10月分保険料の納付期限は令和2年11月30日(月)です。

健康保険が

ご存じですか？ 整骨院・接骨院のかかり方



使える場合と使えない場合があります

健康保険が使える場合

- 日常生活やスポーツによる外傷性の捻挫、打撲、挫傷（肉離れ）
- 医師の同意がある場合の骨折・脱臼の施術
- 応急処置で行う骨折・脱臼の施術

健康保険が使えない場合

- 単なる肩こり、筋肉疲労
- 慰安目的のあん摩・マッサージ代替りの利用
- 病気（神経痛・リウマチ・ヘルニアなど）からくる痛み・こり
- 脳疾患後遺症などの慢性病
- 労災保険が適用となる工作中や通勤途中の負傷

<接骨院・整骨院にかかる場合の注意事項！>

✓ 負傷の原因を正しく伝えましょう。

健康保険が使えない場合がありますので、いつ・どこで・何をしていたのか、原因を正確に伝えましょう。

✓ 領収書は必ず受け取り、大切に保管しましょう。

領収書は無料発行が義務化されています。必ず受け取り、大切に保管しましょう。

✓ 療養費支給申請書は、必ず自分で署名または押印しましょう。

『療養費支給申請書』は、受療者が柔道整復師に委任をし、本人に代わって治療費を協会けんぽに請求し、支払いを受けるために必要な書類です。委任欄に記入をする場合は、傷病名・日数・金額をよく確認しましょう。



整骨院・接骨院で健康保険を使用して受療した施術内容について、文書で照会をさせていただく場合があります。これは、負傷原因と施術内容が健康保険の対象であるかを確認するために行うものです。医療費適正化のためにも、照会文書が届きましたらご自身でご回答いただきますようご協力をお願いいたします。



柔道整復師の施術に関するお問い合わせ先

業務グループ TEL0952-27-0613



メルマガのご登録はこちらから！
役立つ情報が満載です！



申請書の作成には 届書・申請書作成支援サービスをご活用ください

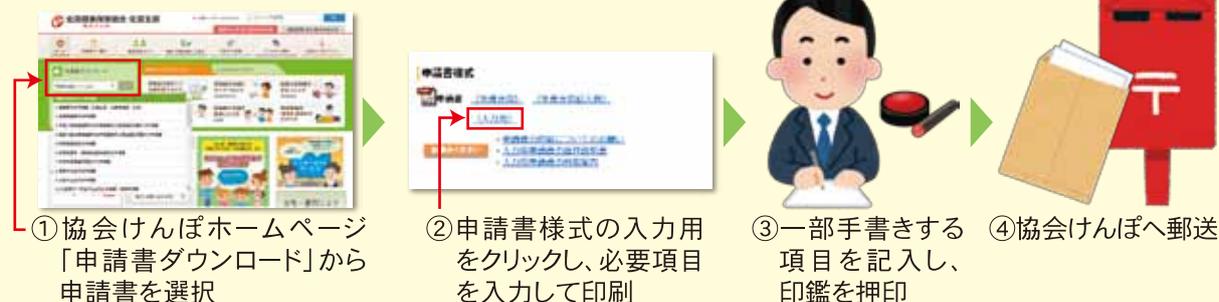
協会けんぽのホームページからPDFファイルを利用し、届書・申請書をパソコンで入力・作成していただけます。

サービスのメリット

- 簡単** 記入する項目の説明を参照しながら入力できます。
- 正確** 記入漏れをチェックできます。
- 時短** 記入漏れ・記入誤りによる再提出の手間が少なくなります。



ご提出までの流れ



入力・印刷時の注意点

- ホームページやメールでの申請はできません。入力した申請書を印刷のうえ、郵送等でご提出をお願いします。
- 一部手書き・押印が必要な箇所があります。
- すべての項目を入力していない申請書等も印刷が可能です。郵送前に必ず記入漏れ、記入誤りがないかご確認ください。

印刷時の設定方法(例)

- ページサイズ処理
⇒ 「実際のサイズ」を選択してください。
- PDFのページサイズに合わせて用紙を選択
⇒ チェックを外してください。
- 用紙の両面に印刷
⇒ チェックを外し、片面印刷を行ってください。
- 向き
⇒ 「自動縦/横」を選択してください。



<申請書等のお手続きは郵送でお願いします。>

 **全国健康保険協会 佐賀支部**
協会けんぽ

〒840-8560
佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル
TEL 0952-27-0611(代表)





令和
2
年度

社会保険事務講習会のご案内

<p>臨時開催！ 『新任担当者のための適用実務』</p> <p>新規適用事業所及び新しく事務担当になられた方を対象に、算定や月額変更など社会保険の基礎をわかりやすく学びます。【初級編】</p>			<p>『出産・育児・介護に関する講習』</p> <p>これからの女性の活躍をサポートする出産・育児・介護休業等の充実した社会保障制度について講習を行います。</p>		
地区	日時	会場	地区	日時	会場
鳥栖会場	令和2年 10月 8日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)	佐賀会場	令和2年 11月12日(木)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
唐津会場	令和2年 10月12日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)	武雄会場	令和2年 11月13日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
佐賀会場	令和2年 10月14日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)	唐津会場	令和2年 11月16日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
武雄会場	令和2年 10月16日(金)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)	鳥栖会場	令和2年 11月20日(金)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)
講師 ● 社会保険労務士			講師 ● 社会保険労務士		

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
 (定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
 受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対象者 10月… 新しく社会保険の事務担当になられた方
 11月… 社会保険事務担当者の方

参加料 **会員事業所は無料**
 (但し、非会員事業所及び令和2年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み
お問合せ 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377



社会保険事務講習会 参加申込書

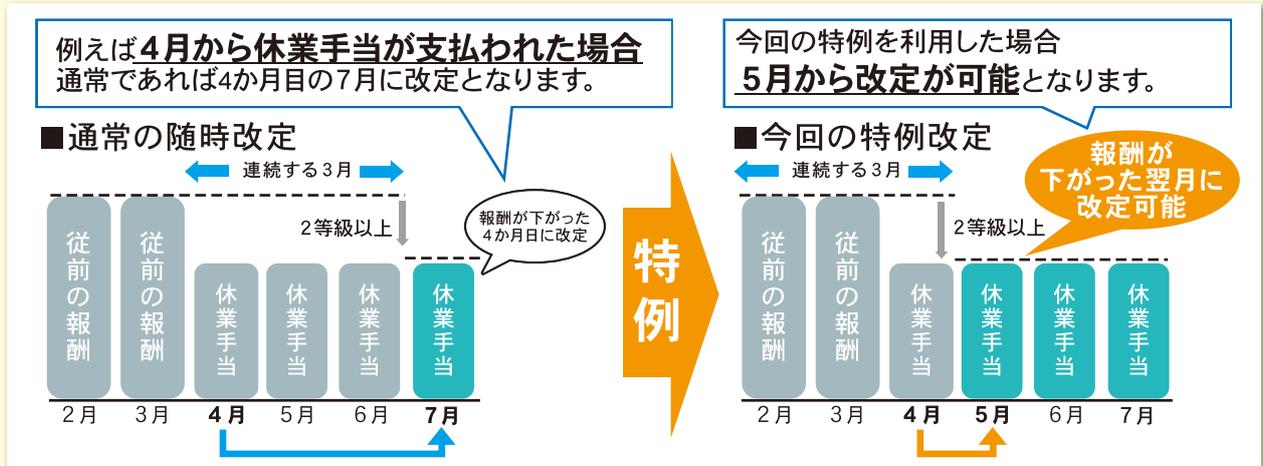
整理番号	宛名シールの左下の番号。おわかりになる範囲で結構です。	
参加希望 会場日時	臨時開催!『新任担当者のための適用実務』 (鳥栖・唐津・佐賀・武雄)会場 令和 年 月 日()	『出産・育児・介護に関する講習』 (佐賀・武雄・唐津・鳥栖)会場 令和 年 月 日()
参加者氏名		
事業所名		
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -	
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。		

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

標準報酬月額の特例改定

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業で著しく報酬が下がった場合
健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を翌月から改定することが可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により**休業した方で、休業により報酬が著しく下がった方**について、一定の条件に該当する場合は、健康保険・厚生年金保険料の標準報酬月額を、通常の随時改定(4か月目に改定)によらず、**特例により翌月から改定可能**です。



※9月以降は原則、定時決定により決定された標準報酬月額となります。

ただし、定時決定が行われない7・8月改定の方は、休業回復後に随時改定の届出が必要です。

※申請により保険料が遡及して減額した場合、被保険者へ適切に保険料を返還する必要があります。

対象となる方

次のすべてに該当する方が対象となります。

- 新型コロナウイルス感染症の影響による休業(時間単位を含む)があったことにより、令和2年4月から7月までの間に、報酬が著しく低下した月が生じた方
- 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額(1か月分)が、既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方※固定的賃金(基本給、日給等単価等)の変動がない場合も対象となります。
- 本特例措置による改定内容に本人が書面により同意している
※被保険者本人の十分な理解に基づく事前の同意が必要となります。
(改定後の標準報酬月額に基づき、傷病手当金、出産手当金及び年金の額が算出されることへの同意を含みます。)
※本特例措置は、同一の被保険者について複数回申請を行うことはできません。

対象となる保険料

- 令和2年4月から7月までの間に休業により報酬等が急減した場合に、その翌月の令和2年5月から8月分保険料が対象となります。
※令和3年1月末日までに届出があったものが対象となります。それまでの間は遡及して申請が可能です。給与事務の複雑化や年末調整等への影響を最小限とするため、改定をしようとする場合はできるだけ速やかに提出をお願いします。

申請手続について

- 月額変更届(特例改定用)に申立書を添付し管轄の年金事務所に申請してください。
※管轄の年金事務所へ郵送してください。(窓口へのご提出も可能です。)
※届書及び申立書については日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

●詳しくは「ねんきん加入者ダイヤル」までお気軽にご相談ください

ねんきん
加入者ダイヤル

0570-007-123 (ナビダイヤル)

03-6837-2913 (050から始まる電話でおかけになる場合)

・受付時間/月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00

令和2年11月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 年金事務所 延長相談 19時まで	3	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 年金事務所 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16 年金事務所 延長相談 19時まで	17 鹿島市役所 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23	24 基山町役場 (予約) 年金事務所 延長相談19時まで	25	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30 年金事務所 延長相談 19時まで					

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の8:30～17:15まで

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15～19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

第2土曜日の休日相談については予約制です。

※新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、出張相談を中止する場合があります。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
	第2・4火曜日 10:00～16:00	
基山町役場	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
伊万里市役所	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
鹿島市役所	第2水曜日 10:00～15:00	
有田町役場		

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受け付けておりますので、希望される日の前日までにお申込みください。

予約申込先

「予約受付専用電話」

☎0570-05-4890(ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521(一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 8:30～17:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書か個人番号(マイナンバー)の分かるものをご準備ください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます — 年末調整・確定申告まで大切に保管を —

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。

この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、令和2年1月1日から令和2年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

また、10月1日から12月31日までの間に今年はいじめて国民年金保険料を納付された方については、来年の2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送付された控除証明書を添付のうえ申告してください。



新型コロナ感染防止対策に十分配慮しながら、6月から社会保険事務講習会を再開しています。

数ヶ月前から会場の予約、講師の手配、資料の準備をしなければならず、感染情報にハラハラしながら綱渡りの状況ですが、4月に予定していた新任担当者向けの講習を10月に開講する予定です。

例年、秋は各地でお祭りやイベントが目白押しなのですが、バルーン大会も唐津くんちも中止の様様。

アマビエのお札に只管疫病退散をお願いする毎日です。(山)